

高速船規則

高速船規則検査要領

高速船規則
高速船規則検査要領

2016 年 第 2 回 一部改正
2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 79 号／達 第 80 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

高速船規則

規則

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 規則 第 79 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 9 月 20 日 理事会 承認

2016 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2016 年 12 月 27 日 規則 第 79 号
高速船規則の一部を改正する規則

「高速船規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.9 として次の 1 条を加える。

1.1.9 低引火点燃料船

低引火点燃料船にあっては、鋼船規則 GF 編に適合しなければならない。

1.2 船級符号への付記

1.2.4 船体構造・艤装

-7.を-8.に改め、-7.として次の 1 項を加える。

-7. 1.1.9 の規定により鋼船規則 GF 編の適用を受けた船舶については、船級符号に“Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels”（略号 EQ U LFF）を付記する。また、使用する燃料については、船級登録原簿に注記として記載する。

~~-78.~~ その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

2 章 定 義

2.1 一般

2.1.49 から 2.1.52 を 2.1.50 から 2.1.53 に改め，2.1.49 として次の 1 条を加える。

2.1.49 低引火点燃料船

低引火点燃料船とは，鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に定義する低引火点燃料を使用する船舶をいう。

2.1.4950IMO

「IMO」とは，国際海事機関（*International Maritime Organization*）をいう。

2.1.5051検査基準日

「検査基準日」とは，船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい，船級証書の有効期間の満了日を除く。

2.1.5152建造開始段階にある船舶

建造開始段階にある船舶とは，キールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶のことをいう。なお，ここでいう同様の建造段階とは，次の(1)及び(2)に適合する段階をいう。

- (1) 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階
- (2) 当該船舶について，50 トン又は全建造材料見積り重量の 3%のいずれか少ないものが組み立てられた段階

2.1.5253ロールオン・ロールオフ区域

「ロールオン・ロールオフ区域」とは，通常，いかなる方法によっても区画されることなく，かつ，船舶のかなりの長さ又は全長にわたって広がっており，自走用燃料を搭載した自動車及び／又は貨物（鉄道若しくは陸上車両，貨物運搬車両（道路用又は鉄道用のタンク車を含む），トレーラー，コンテナ，パレット，取り外し可能なタンク，類似の格納ユニット又は他の容器に包装若しくはばら積みされるもの）を通常水平方向に積み卸しすることができるような場所をいう。

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の(1)から(34)に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) 船体関係

((a)から(v)は省略)

(2) 機関関係

((a)から(j)は省略)

(3) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 2.1.2-1.(5)に規定される図面及びその他の書類

~~(34)~~ その他本会が必要と認める図面及び書類

-7.として次の1項を加える。

-7. 低引火点燃料船にあつては鋼船規則 GF 編 17.2.2-3.及び-4.に規定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を得なければならない。

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、前 2.1.2 の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

(7)を(8)に改め、(7)として次の1号を加える。

(7) 低引火点燃料船では、鋼船規則 B 編 2.1.3-1.(9)に規定される図面及びその他の書類

~~(78)~~ その他本会が必要と認める図面及び書類

2.1.4 工事の検査

-3.を-4.に改め、-3.として次の1項を加える。

-3. 低引火点燃料船にあつては、立会の時期を-1.及び-2.によるほか、鋼船規則 GF 編の規定により試験を行うときとする。

-4.を次のように改める。

~~-34. 前-1.及び-2.から-3.に掲げる立会の時期は、海上試運転を行うときを除き、製造所の設備、技術及び品質管理の実情に応じて増減することがある。~~

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - (a) ローディングマニュアル（**6 編 1.4.2**）
 - (b) 復原性資料（**8 編 1.7.2**）
 - (c) 低引火点燃料船に関する運用手順書（鋼船規則 GF 編 17.2.2-3.）
 - (d) 低引火点燃料船に関する緊急手順書（鋼船規則 GF 編 17.2.2-4.）
- (2) その他の手引書等
 - (a) 火災制御図（**11 編 3.5.1**）
 - (b) IGF コードもしくはこれを取り入れた国内法規又はその写し（鋼船規則 GF 編 17.2.2-1.）

2.2 製造後の登録検査

2.2.1 一般

-4.として次の1項を加える。

-4. 低引火点燃料船にあつては、鋼船規則 GF 編 17.2.2-3.及び-4.に規定される運用手順書及び緊急手順書を本会に提出して承認を得なければならない。

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.11 から 3.13 として次の 3 節を加える。

3.11 低引火点燃料船の年次検査

3.11.1 要件

低引火点燃料船の年次検査では、3.3 及び 3.6 に規定する検査に加え、鋼船規則 B 編 3.6 に規定する検査を行う。

3.12 低引火点燃料船の中間検査

3.12.1 要件

低引火点燃料船の中間検査では、3.4 及び 3.7 に規定する検査に加え、鋼船規則 B 編 4.6 に規定する検査を行う。

3.13 低引火点燃料船の定期検査

3.13.1 要件

低引火点燃料船の定期検査では、3.5 及び 3.8 に規定する検査に加え、鋼船規則 B 編 5.6 に規定する検査を行う。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 3%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2021 年 1 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶
3. 前 2.にかかわらず、次のいずれかに該当する船舶にあっては、この規則による規定を適用する。
 - (1) 施行日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶
 - (2) 施行日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、施行日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

2 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については、工事に着手するに先立ち、次の**(1)**から**(3)**に掲げる図面その他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。船級登録申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査申し込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(2) 機関関係

(b)を次のように改める。

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

i) ディーゼル機関

9編2.1.3に規定されているもの並びに非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の動力系統の仕様を示す資料（動力駆動の場合）

ii) ガスタービン

9編3.1.2に規定されているもの

7 編 船体艤装及びペイント工事

3 章 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，通風筒及び歩路

3.6 通風筒

3.6.3 閉鎖装置*

-1. 機関室及び貨物区域の通風筒には，当該場所の火災の際に外側から操作できる閉鎖装置を備えなければならない。

-2. 暴露甲板に設ける通風筒の開口には，有効な風雨密の閉鎖装置を常設的に設けなければならない。ただし，その縁材の高さが，本編 **2.1.2** に規定する位置Ⅰにあつては，**4.5m** を超えるもの，位置Ⅱにあつては，**2.3m** を超えるものは，前-1.で要求されるものを除き，閉鎖装置を省略して差し支えない。

-3.として次の1項を加える。

-3. 非常用発電機室に通風用のルーバを取り付ける又は非常用発電機室の通風筒に閉鎖装置を取り付ける場合には，9 編 1.2.5-2.の規定にも適合しなければならない。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.5 を次のように改める。

1.2.5 機関区域の通風装置*

-1. 機関区域には、当該区域内の機関を全負荷運転している時も、取扱者の安全、機関の運転の確保及び可燃性ガスの滞留を防ぐため、十分な空気を供給できる適当な通風措置が講じられていること。

-2. 非常用発電機室に通風用のルーバを取り付ける又は非常用発電機室の通風筒に閉鎖装置を取り付ける場合には、当該ルーバ又は閉鎖装置は、次の**(1)**から**(4)**の要件に適合しなければならない。

- (1) ルーバ及び閉鎖装置は、手動操作又は動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるものとして差し支えないが、火災の状態においても操作可能なものとする。
- (2) 手動操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の**(a)**及び**(b)**に適合すること。
 - (a) ルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態において常時開放された状態とすること。
 - (b) ルーバ及び閉鎖装置の手動操作を行う場所には、操作の手引きとなる情報を記した銘板を備えること。
- (3) 動力（油圧、空気圧又は電気）により操作されるルーバ及び閉鎖装置は、次の**(a)**から**(c)**に適合すること。
 - (a) ルーバ及び閉鎖装置は、故障した際に開の状態になるものとする。
 - (b) ルーバ及び閉鎖装置は、船舶の通常の運航状態においては閉の状態として差し支えない。
 - (c) ルーバ及び閉鎖装置は、非常用発電機の始動及び作動時に自動的に開の状態になるものとする。
- (4) 通風用の開口、ルーバ及び閉鎖装置は、次の**(a)**から**(c)**に適合すること。
 - (a) 通風用の開口は、手動操作により閉鎖することができるものとし、当該手動操作を行う場所は、非常用発電機室の外部の安全な場所であって明確に標示され、ルーバ及び閉鎖装置が閉鎖したことを容易に確認できる場所とすること。
 - (b) ルーバは、前**(a)**に規定する手動操作を行う場所において、ルーバが開の状態であるか又は閉の状態であるかが表示されるものとする。
 - (c) ルーバ及び閉鎖装置は、前**(a)**に規定する手動操作を行う場所以外の離れた場所から閉鎖することができないものとする。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

3 章 定期的検査及び機関計画検査

3.6 機関の年次検査

3.6.1 を次のように改める。

3.6.1 現状検査

年次検査においては、次の(1)から(67)に掲げるもの並びに検査を行うほか、機関室全般について、現状検査を行う現状良好であることを確認する。

((1)から(6)は省略)

(7) 船級符号に“APSS・O”又は“APSS・W”の付記を有する船舶であって、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験を実施している船舶にあつては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。

3.7 機関の中間検査

3.7.1 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 3.6.1 に規定する現状検査及び確認を行う。

3.8 機関の定期検査

3.8.1 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 3.7.1 に規定する現状検査及び確認を行う。

3.9 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

3.9.4 部分検査

-1.を次のように改める。

-1. 油潤滑式船尾管軸を有する第1種軸に対する部分検査は、次の(1)から(3)の該当項目について行う。

- (1) 3.9.3-1.(2), (6), (9), (12)及び(13)に規定する検査並びに次の(a)から(4c)に掲げる計測、記録及び確認
 - (a) 船尾管軸受部の後端におけるプロペラ軸又は船尾管軸との軸降下量の計測及び記録
 - ~~(b) プロペラの質量の不釣合を引き起こし得る損傷が無いことの確認~~
 - (4b) シール装置のライナーが適切な状態であることの確認
 - (4c) 船内側及び船外側のシール装置に異常のないことの確認
- (2) 可能な範囲における軸装置の外観検査
- (3) ねじり振動の危険回転数が回避されていることの確認

附 則（改正その3）

1. この規則は、2017年1月1日から施行する。
2. 2016年1月1日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、2016年1月1日以降の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは、なお従前の例による。

高速船規則検査要領

要
領

2016 年 第 2 回 一部改正

2016 年 12 月 27 日 達 第 80 号

2016 年 7 月 27 日 技術委員会 審議

2016 年 12 月 27 日 達 第 80 号
高速船規則検査要領の一部を改正する達

「高速船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

7 編 船体艤装及びペイント工事

2 章 倉口、機関室口及びその他の甲板口

2.1 として次の 1 節を加える。

2.1 一般

2.1.2 暴露甲板の位置

-1. 規則 7 編 2.1.2 の適用上、船楼、甲板室、昇降口及びその他類似の甲板構造の頂部の甲板は「船楼甲板」とみなす。

-2. 規則 7 編 2.1.2 に規定する位置 I の定義における「低船尾楼甲板の暴露部」とは、乾舷甲板からの高さが鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1 に規定する h_s 未満の船楼甲板の暴露部をいう。

-3. 規則 7 編 2.1.2 に規定する位置 I の定義における「船楼甲板の暴露部」とは、乾舷甲板からの高さが鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1 に規定する $2h_s$ 未満の船楼甲板の暴露部をいう。

-4. 規則 7 編 2.1.2 に規定する位置 II の定義における「乾舷甲板より標準船楼高さ 1 層分以上上方に位置する船楼甲板の暴露部」とは、乾舷甲板からの高さが鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1 に規定する h_s 以上 $2h_s$ 未満の船楼甲板の暴露部をいう。

-5. 規則 7 編 2.1.2 に規定する位置 II の定義における「乾舷甲板より標準船楼高さ 2 層分以上上方に位置する船楼甲板の暴露部」とは、乾舷甲板からの高さが鋼船規則検査要領 V 編 V2.2.1 に規定する $2h_s$ 以上 $3h_s$ 未満の船楼甲板の暴露部をいう。

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2016 年 12 月 27 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 編 総則

2 章 定義

2.1 一般

2.1.15 を次のように改める。

2.1.15 乾舷甲板

-1. 規則 1 編 ~~2 章~~ 2.1.15-3. にいう「適切な幅」については，船舶の構造及びオペレーションを考慮したものとするとともに，少なくとも鋼船規則 C 編 23.7 に規定する歩路を確保でき，かつ，甲板部における船側外板又は水密隔壁からの幅が次に掲げる値以上のものとする。

((1)及び(2)は省略)

2.1.28 として次の 1 条を加える。

2.1.28 軽荷重量

-1. 規則 1 編 2.1.28 の適用上，船上に貯蔵される固定式消火装置用の消火剤（清水，炭酸ガス，ドライケミカル粉末及び泡原液等）の重量は，軽荷重量に含まれる。

附 則（改正その2）

1. この達は、2017年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 編 船級検査

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 臨時検査

規則 2 編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。

(3)として次の1号を加える。

(3) 低引火点燃料船

次の(a)又は(b)に該当する船舶にあっては、それぞれ、低引火点燃料を使用する前又は他の低引火点燃料の使用を開始する前に、規則 1 編 1.1.9 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。

(a) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる船舶

(b) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された船舶であって、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する船舶

附 則（改正その3）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日から施行する。

9 編 機関

1 章 通則

1.2 機関に対する一般要件

1.2.5 として次の1条を加える。

1.2.5 機関区域の通風装置

規則 9 編 1.2.5-2.にいう「ルーバ」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 手動により操作されるもの
- (2) 動力により操作されるもの
- (3) 手動により操作される閉鎖用の戸を備える固定式のもの
- (4) 自動式の閉鎖用の戸を備える固定式のもの

附 則（改正その 4）

1. この達は、2017 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。